

# インフルエンザによる欠席期間の報告書

保護者様

○インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。

○インフルエンザの場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。

① 発症した後5日を経過している ② 熱が下がった後2日を経過している

○登校する日に、必要事項を記入したこの報告書とインフルエンザで受診したことを確認できる書類（お薬説明書、お薬手帳、検査結果など ※コピー可。受診日が分かるもの）を学校に提出してください。

※医療機関で書いてもらう必要はありません。ただし、欠席期間が発症した翌日より8日以上の場合は、この報告書ではなく「児童手帳」（医師の証明）の提出が必要です。

○この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

雲雀丘学園小学校長あて

【インフルエンザ罹患者】 年 組 番 名前 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

医療機関で  
お聞きください

《例》	発症日	発症後、最低5日間は登校できません						
		1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	<b>1/26</b>	/
熱が下がった日に○			○	1日目	2日目		<b>登校可能</b>	
日にち	1/20	1/21	1/22	1/23	1/24	1/25	1/26	<b>1/27</b>
熱が下がった日に○					○	1日目	2日目	<b>登校可能</b>
<b>熱が下がった後2日を過ぎるまでは登校できません</b>								

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/
熱が下がった日に○								

【受診日】 年 月 日

【受診した医療機関】 \_\_\_\_\_ 【インフルエンザの型】 A ・ B

**裏面に「インフルエンザ罹患が証明できる書類をのりづけしてください。」**

# 新型コロナウイルスによる欠席期間の報告書

保護者様

- 新型コロナウイルス罹患（陽性）と診断された場合は、学校へご連絡ください。
- 新型コロナウイルス罹患（陽性）の場合、以下の2つの条件を満たさなければ登校できません。

①発症した後 5 日を経過している ②症状軽快してから 24 時間を経過している

- 登校する日に、必要事項を記入したこの報告書と新型コロナウイルス罹患で受診したことを確認できる書類（お薬説明書、お薬手帳、検査結果など ※コピー可）を学校に提出してください。

※医療機関で書いてもらう必要はありません。

- この報告書は、本校ホームページからダウンロードできます。

雲雀丘学園小学校長あて

【受診日】 年 月 日

【受診した医療機関】 \_\_\_\_\_

【新型コロナウイルス罹患者】 年 組 番 名前 \_\_\_\_\_

医療機関で  
お聞きください

保護者名 \_\_\_\_\_

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	
	発症日	療養期間					登校可能				
日にち	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
症状が軽快した日に○											

※「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」出席停止となります。

**裏面に「新型コロナウイルスの罹患が証明できる書類をのいづけしてください。」**

【保護者の皆様へ】

### インフルエンザまたは新型コロナウイルス感染症以外の感染症にかかった場合

学校保健安全法施行規則に定められた感染症にかかった際は、医師の診察を受け指示にしたがってください。医師の証明がある場合は出席停止になりますので、右記の「登校許可証明書」の提出をお願いしています。「登校許可証明書」を医療機関で記入してもらうか、病院から出される証明書を担任に提出してください。

なお、「新型コロナウイルス」または「インフルエンザ」と診断された場合は、診断書は不要です。「新型コロナウイルスによる欠席期間の報告書」または「インフルエンザによる欠席期間の報告書」を提出してください。各報告書は、本校ホームページまたはBLENDのリンク集からダウンロードできます。

### 【学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間】

学校保健安全法施行規則より

種類	対象疾病	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERSコロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種 ただし、症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りではない	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症(COVID-19)	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ・ムンプス)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好に
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
第3種	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症※。	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

※<sub>2</sub> 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)

## 登校許可証明書

雲雀丘学園小学校

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_組

氏名

病名

上記の病症で \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 から療養中であつたが、主要症状が消退し、出席停止期間の基準を満たしたので \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 より出席停止を解除します。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

住所

医療機関

主治医名